

神奈川県立横須賀南高等学校長 殿

※記入しないでください。 円

年 月 日

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者(保護者等) and 申請者以外の保護者等の information form including name, address, and relationship details.

【1】対象となる高校生等について

Student information form including name, birth date, school details, and past enrollment history.

【2】扶養親族の状況及び扶養誓約について

※申請者が主たる生計維持者の場合又は、【1】の方以外の扶養親族がいる場合にご記入ください。

<誓約欄> 次の事項を必ずご確認の上、□にチェックを入れてください。(☑は必須です。)

□ 以下の者は、「扶養者」欄の者と健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

Family support information form with multiple rows for listing family members and their support status.

【3】振込先口座

Bank account information form including financial institution name, branch, and account number.

【4】保護者等の収入の状況について

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 (単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。) 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 [親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (複数選任されている場合は全員分)]
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

【5】誓約・委任欄 ※ 申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。

申請者氏名

- ・この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は、認定基準日現在、童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- ・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。
- ・【1】で記入した申請対象の高校生等本人は、認定基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を措置されていません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)

<学校使用欄>

学校受付印

次のことについて確認しました。

- ・ 令和 年 月 日現在、本校の 全日制 定時制 通信制 専攻科 課程に在学します。
- ・ 就学支援金 学び直し支援金 の受給資格を有する(補助要件を満たす)者です。
- ・ 専攻科支援金
- ・ 納付金等について 未済なし 未済あり (円)

学校の名称

学校長の氏名

神奈川県立横須賀南高等学校

校長 平 容久

職印

学校の所在地

〒239-0835

横須賀市佐原4-20-1

学校の電話番号 046-834-5671

記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【申請者以外の保護者等】の欄は、次によって記入してください。

【申請者（保護者等）】の欄に記入した者以外に保護者等がいる場合は記入してください。

【1】対象となる高校生等についての欄は、次によって記入してください。

ア 「対象となる高校生等」とは、ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、認定基準日の翌日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください（入学時期によっては支給できない場合があります。）。

イ 現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ウ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

エ 「課程」の欄は、該当する学校の課程にチェックしてください。

なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【2】扶養親族の状況及び扶養誓約についての欄は、次によって記入してください。

ア 申請者が主たる生計維持者の場合又は、対象となる高校生等の兄弟姉妹（15歳（中学生は除く。）以上23未満に限る。）を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

イ **扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることの誓約欄は必ずチェックしてください。**

ウ **「扶養者」の欄では、本人及び兄弟姉妹の扶養者を必ずチェックしてください。**

【3】振込先口座の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者名義の口座としてください。やむを得ず申請者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

【4】保護者等の収入の状況についての欄は、次によって記入してください。

ア ①～⑥のうち、該当する1つにチェックしてください。

イ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、⑥に該当します。

【5】誓約・委任欄は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

添付書類

- ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
(例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など
- イ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
(例) (家計急変前)課税証明書の写し等
(家計急変後)会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士や公認会計士が作成した
証明書類等
- ウ 保護者等の扶養人数・年齢を確認するための書類
(例) 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等
- エ 振込先口座を確認できる書類 (預貯金通帳等の写し)

留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等 (修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。
- エ 第1号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。

家計急変世帯対象給付 記入例

太字の部分を入力してください

この申請書を書いた日
日を記入

第1号様式の2 **高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書**
 神奈川県立 学校長 殿 ※記入しないでください。 令和6年 7月10日

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者 (保護者等)	ふりがな	かながわ いくお	高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他()
	氏名	神奈川 育夫	住所	〒221-0057 横浜市神奈川区青木町〇〇-〇〇-〇〇
申請者 以外の 保護者等	ふりがな	かながわ たかこ	高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input checked="" type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他()
	氏名	神奈川 高子	住所	〒221-0057 横浜市神奈川区青木町〇〇-〇〇-〇〇

保護者(親権者等)の住所・氏名・電話番号(日中連絡がとれるもの)を記入し、高校生等との関係を□にチェック
 申請者以外の保護者等がいる場合は、氏名を記入し、高校生との関係を□にチェック
 1月1日現在の住所が現住所の市町村と異なる場合は「1月1日現在の住所」欄を記入

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	かながわ きょうすけ	生年月日	昭和 20年 5月 5日 平成	
氏名	神奈川 京介	在学する学校	神奈川県立 〇〇高等 学校 1年	
在学する学校	課程	□全日制 □定時制 □通信制 □専攻科	在学期間	令和6年 4月 1日 ~ 年 月 日
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日	課程	在学中に給付金を受給した回数

生徒の氏名と生年月日を記入
 認定基準日に在学している(いた)学校について記
 認定基準日以前に上記以外の上記以外の高等学校等に在学していた場合は記入

【2】扶養親族の状況及び扶養誓約について

※申請者が主たる生計維持者の場合又は、【1】の方以外の扶養親族がいる場合にご記入ください。

<誓約欄> 次の事項を必ずご確認の上、□にチェックを入れてください。(☑は必須です。)

☑以下は、「扶養者」欄の者と健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

との続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無
本人	【1】と同じ				
扶養親族の状況	神奈川 英子	H18.12.12	国公立 神奈川県立〇〇高等学校3年	□通信制 □専攻科 □上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者等 <input type="checkbox"/> その他()
扶養親族の状況	神奈川 学	H14.8.8	無職	□通信制 □専攻科 □上記以外	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者等 <input type="checkbox"/> その他()
扶養親族の状況	神奈川 教夫	H15.9.9	□□□□大学3年	□通信制 □専攻科 □上記以外	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者等 <input type="checkbox"/> その他()

<認定基準日現在、申請者が主たる生計維持者の場合又は、扶養親族がいる場合>
 誓約欄を必ずチェックしてください。
 また、扶養している15歳以上23歳未満の兄弟姉妹について記入いただくとともに、本人及び兄弟姉妹の扶養者についてもチェック

【3】振込先口座

金融機関名	●●	銀行・信用金庫 信用組合・農協	▲▲	本店・支店 本所・支所 出張所	支店コード	001	預金種目	普通・貯蓄
金融機関コード	1234							
口座番号	1234567	口座名義人(申請者)	※カタカナで記入してください カナガワ イクオ					

申請者名義の振込先口座を記入

【4】保護者等の収入の状況について

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 (単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。) 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 () 名分 [親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (複数選任されている場合は全員分)]
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

①～⑥のいずれか1つの□にチェック

【5】誓約・委任欄 ※ 申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。

申請者氏名 神奈川 育夫

- この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- 神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は、認定基準日現在、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- 授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。
- 【1】で記入した申請対象の高校生等本人は、認定基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を措置されていません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)

記載されている内容を確認の上、申請者が署名してください

署名が漏れていると、支給できません

<学校使用欄>

学校受付印

学校で使用するので、記入しないでください。

学校の名称

学校の所在地

〒

学校の電話番号

令和6年度 神奈川県高校生等奨学給付金 非課税世帯の世帯構成別支給額の例※

高校生等（年齢は問わない）

<詳しい条件については、お知らせをご覧ください。>

15歳（中学生は除く。）以上～
23歳未満の兄弟姉妹

● 保護者が扶養している子どもが一人の世帯



【全日制等】(第1子)
国公立 122,100円
私立 142,600円



【全日制等】(第1子)
国公立 122,100円
私立 142,600円



扶養されていない

● 申請する高校生等のほかに、保護者に扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯

◎ 高校生等が複数いる世帯の場合



【全日制等】(第1子)
国公立 122,100円
私立 142,600円



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

給付額の増額

(注)高校生等以外に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がない場合の支給額の組合せは次のようになります。(それぞれの高校生等について申請が必要です。)

- (1) 国公立と私立の組合せ
…私立の高校生等を「第1子」とします。
- (2) 国公立同士又は私立同士の組合せ
…最も年齢が上となる高校生等を「第1子」とします。



【通信制・専攻科】
国公立 50,500円
私立 52,100円



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

給付額の増額

(注)通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となります。

◎ 高校生等以外の子どもがいる場合

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円



扶養されている

15歳以上(中学生を除く)～23歳未満
の兄弟姉妹